

○名寄地区衛生施設事務組合職員福利厚生会吉凶慶弔に対する贈呈規則

(昭和48年4月1日規則第2号)

改正 昭和58年4月1日規則第4号 平成2年6月21日規則第1号
令和5年7月21日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員福利厚生会規約第4条第1号の規定に基づき、会員の吉凶慶弔に対する金品の贈呈に関し必要な事項を定める。

(贈呈金品)

第2条 会長は、会員に対し次の各号に掲げるところにより、祝金、見舞金、弔慰金を贈呈する。

- | | | |
|-----|-------------------------------|---------------|
| (1) | 結婚祝金 | 10,000円 |
| (2) | 出産祝金(1児につき) | 5,000円 |
| | (会員及び会員の配偶者) | |
| (3) | 病氣見舞金(会員が30日以上休暇療養した場合) | 5,000円 |
| (4) | 入学祝金(会員の子又は、扶養する子弟の小学校入学時) | 5,000円 |
| (5) | 銀婚祝金(会員が結婚満25年経過時) | 10,000円 |
| (6) | 長期勤続祝金(会員が就職20年経過時) | 10,000円 |
| (7) | 弔慰金 | |
| (イ) | 会員死亡 会員期間5年未満 | 30,000円 |
| | 会員期間5年以上10年未満 | 50,000円 |
| | 会員期間10年以上 | 100,000円(供物料) |
| (ロ) | 会員の配偶者 | 30,000円(供物料) |
| (ハ) | 会員の子、父母及び同居の親族 | |
| | 会員が喪主の場合 | 7,000円 |
| | 会員が喪主でない場合 | 5,000円 |
| (8) | 退職餞別 | |
| | 会員期間1年以上5年未満 | 5,000円 |
| | 5年以上の場合5年を越える1年につき1,000円を加えた額 | |
| (9) | 罹災見舞金 | |
| (イ) | 持家(自ら居住)の全壊及び半壊以上の場合 | 100,000円 |
| (ロ) | 借家屋の全壊及び半壊以上の場合 | 50,000円 |
- 2 贈呈事由につき会員が2名以上該当するときは会員1名に対し贈呈する。
- 3 役員は、第1項各号に該当する者が発生したときは、直ちに会長まで報告しなければならない。

(会長委任)

第3条 会長は、前条に定めるもののほか会員が災害又は長期にわたる疾病等特別の理由のある場合は役員会にはかり金品を贈呈することができる。

附 則 (昭和48年4月1日規則第2号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

- 1 昭和54年10月1日より金額改訂。
- 2 昭和55年4月1日より罹災見舞金を加える。

附 則 (昭和58年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年6月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月21日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。